

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年12月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 世田谷区障害者就労支援事業（しごとねっと）運営委託

(2) 事業内容

- ①就労支援業務
- ②生活支援業務
- ③地域開拓促進に係る支援
- ④医療機関との連携の強化
- ⑤区内障害者就労支援センターの取りまとめ
- ⑥企業への還元
- ⑦せたJOB応援プロジェクトに係る支援

(3) 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和8年度～11年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度とする。

2 参加資格

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等、法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 世田谷区から現に入札参加禁止及び指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日23世経理第709号）に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- (6) 法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税又は法人市民税を滞納していないこと。
- (7) 精神障害者の雇用・就業に係る支援の実績があること。
- (8) 世田谷区障害者就労支援事業（しごとねっと）運営事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

下記の項目について、事業実施の適格性・確実性をふまえ採点方式で評価する。

(1) 法人に関すること

- ・法人の理念および地域福祉に関する考え方
- ・法人の事業実績

(2) 事業運営に関する考え方

- ・今後の障害者就労支援のありかた

(3) 個別の事業内容に対する事業計画

- ・利用者の就労面の支援に関すること
- ・利用者の生活面の支援に関すること
- ・地域開拓促進に係る支援に関すること
- ・医療機関との連携の強化に関すること
- ・区内障害者就労支援センターの取りまとめに関すること
- ・企業への還元に関すること
- ・せたJOB応援プロジェクトに係る支援に関すること

(4) 職員採用、人材育成

- ・職員配置計画
- ・センター長（予定者）の職歴・技能等
- ・人材の育成と活用

(5) 危機管理・権利擁護

- ・安全対策、個人情報保護
- ・苦情対応・解決、サービスの質の向上

(6) その他

- ・収支計画
- ・独自の提案、特にPRしたい点など

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
電話03-5432-2425 ファクシミリ03-5432-3021

(2) 説明書交付の期間、場所及び方法

①期間 令和6年12月19日(木)～令和7年1月8日(水) 17時まで

②場所・方法

・上記担当部課での手渡し(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)

・区のホームページからのダウンロード

世田谷区トップページ > 区政情報 > 契約・入札情報 > 発注情報 > 現在実施中のプロポーザル情報 > 福祉・健康 > 「世田谷区障害者就労支援事業(しごとねっと)運営事業者にかかる公募型プロポーザルの実施について」に掲載

または(ホームページの上部検索スペースにページID「21067」と入力して検索)

URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/02084/21067.html>

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①期限 令和7年1月8日(水) 17時まで(必着)

②場所 上記担当部課

③方法 上記担当部課の窓口への持参、郵送

※受付時間は土・日曜日、祝日を除く9時～17時

(4) 質問の受付

①期間 令和7年1月9日(木)～1月16日(木) 17時まで

②方法 上記担当部課への電子メールによる

電子メールアドレスは参加表明提出事業者へ通知する。

③回答 令和7年1月22日(水) 招請通知者すべてにメールで回答

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和7年2月5日(水) 17時まで(必着)

②場所 上記担当部課

③方法 上記担当部課の窓口への持参、郵送および電子メール

※受付時間は土・日曜日、祝日を除く9時～17時。

※事前に上記担当部課まで提出方法及び日時について連絡をすること。

6 審査

(1) 委託予定事業者を選定するため、世田谷区障害者就労支援事業(しごとねっと)運営事業者選定委員会設置要綱により選定委員会を設置する。提案書の提出があった事業者に対して書類審査及びヒアリング審査を実施し採点する。別途実施する財務審査結果も加点し、総合得点により委託先候補事業者を特定する。ただし、財務審査により「破綻状態にある法人と考えられる」と判断された場合には選定しないものとする。

①第1回選定委員会(審査項目等の確認)

事業者選定の審査項目および配点等を各選定委員が確認し、審査内容を確定する。

②第2回選定委員会(書類審査)

提案書内容を各選定委員が事前審査し、別途実施する財務審査結果も加点し、その結果を基に選定委員会で討議し、ヒアリング審査を実施する事業者を選定する。

③第3回選定委員会(ヒアリング審査)

前述の事業者に対してヒアリング審査を実施し採点する。

(2) 選定委員会の構成員

外部委員 朝日 雅也 (学識経験者)

外部委員 稲葉 俊一 (障害者就労支援の有識者)

内部委員 杉中 寛之 (世田谷区障害福祉部長)

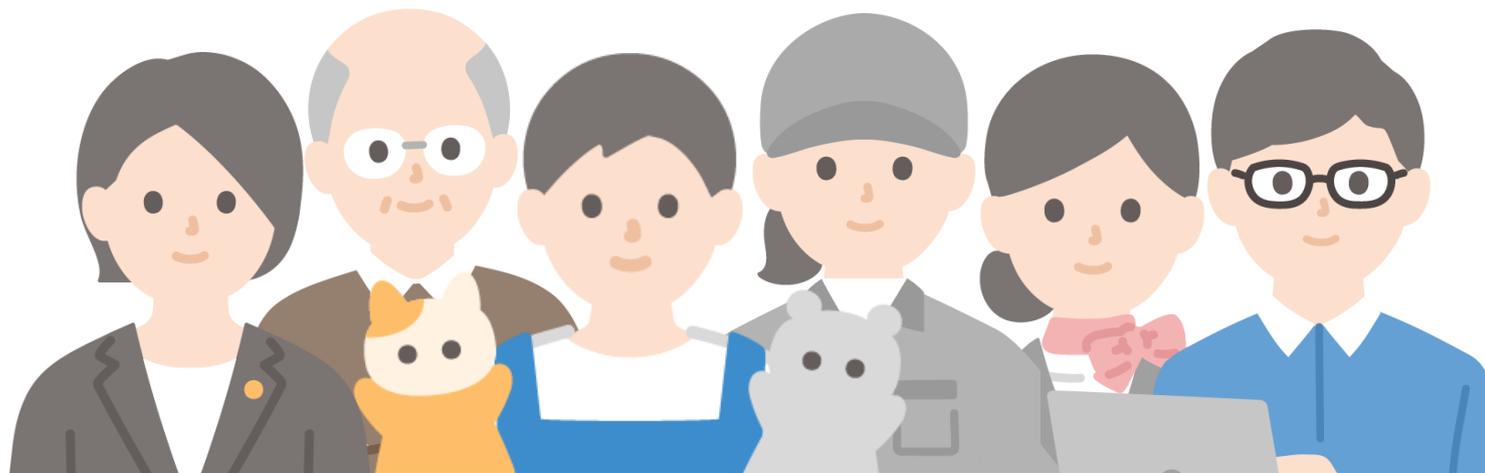
内部委員 真鍋 太一 (世田谷保健所健康推進課長)

内部委員 伊藤 美和子 (世田谷区保健福祉センター保健福祉課長 (代表))

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約者の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、5 (1) と同じ。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。
- (8) 提案者からの提出物は世田谷の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。
- (9) 詳細は説明書による。
- (10) 本案件は、令和7年度の提案限度価格を46,940,025円 (税込) としている。区との契約では単年度で予定価格2000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙参照。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。